

## 公共施設等運営権方式の活用拡大に向けて

平成 27 年 6 月 2 日  
産業競争力会議実行実現点検会合  
(立地競争力・国際展開)

主査 竹中 平蔵  
佐々木 則夫  
三村 明夫

「日本再興戦略」改訂 2014 で掲げた数値目標<sup>1</sup>を達成し、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営と、民間セクターの成長機会創出を促すためには、事業の中心的な担い手である地方公共団体に、国内では前例のない手法である公共施設等運営権方式（コンセッション方式）を活用する意思を持ってもらう必要がある。

ただ、重点分野に挙げられている地方公共団体が行うインフラ事業では、暗黙の政府保証を背景とした地方債による低利での資金調達が可能であるなど、現在の経営形態を継続させることも可能な環境にあり、コンセッション方式を通じて民間の経営ノウハウを事業に組み込むことで今以上に事業の収益性向上や効率化に取り組む動機が弱いことを懸念される。

そこで、集中強化期間にコンセッション方式の活用を行う地方公共団体及び国によるコンセッション方式活用に協力する地方公共団体に限って（無制限でなく、集中強化期間の特例とすることで案件形成にドライブをかけることが重要）、コンセッションに先進的に取り組む首長や海外等で経験を有する民間企業からのヒアリングに基づいて検討した、以下の 3 つの力強いコンセッション活用へのインセンティブを持ち得る仕組みの導入を提案する。

なお、コンセッションの実施に当たっては、公共施設や公共事業の統廃合、不要な施設の除却を同時に進めることが重要である。

### 1. 地方公共団体が実施するコンセッション事業に対するインセンティブ

- ▶ 地方管理空港において、優先的に運用する空港をスクリーニングした上で、コンセッション準備事業を行う地方公共団体に必要となる数億円に及ぶ諸費用を国が支援し、地方公共団体がコンセッションに取り組みやすくする仕組みを導入する。（国土交通省航空局）
- ▶ 匿名組合等を用いるスキームにおいて、実施契約に定める内容や運営権者への出資方法と導管性課税が認められる要件が矛盾しないことを確認した上で関係する管理者等に周知するなど、安定して導管性が確保される環境を整備する。（内閣府 PFI 推進室・金融庁）
- ▶ コンセッションに取り組むことで法人課税や公営企業債の繰上償還に伴う補償金等の追加負担の生じた地方公共団体について、地方創生の新型交付金が適用される仕組みを導入する。（内閣府 PFI 推進室・内閣官房まち・ひと・しごと創生本部）

<sup>1</sup> 公共施設等運営権方式（コンセッション方式）を活用した PFI 事業について、2022 年までの 10 年間で 2～3 兆円の事業規模目標を、2016 年度末までの集中強化期間に前倒すことを決めると共に、集中強化期間中の重点分野毎の案件創造に関する数値目標（空港 6 件、上水道 6 件、下水道 6 件、道路 1 件）を設定した。

- ▶ 運営権者が地方公共団体に一括で運営権対価を支払うことを阻害する要因を排除するために、公営企業債の繰上償還に伴う補償金の減免や公営企業会計で所有される運営権設定対象施設への投資に充てるための引当金制度の導入など、具体策を検討し、半年で結論を出す。(内閣府 PFI 推進室・総務省自治財政局)
- ▶ コンセッション事業に対して、導入時・事業期間中・事業終了時のいずれにおいても、普通交付税の減少要因とならない運用を確保する。(総務省自治財政局)
- ▶ 水道事業において地方公共団体に交付されている補助金の全てについて、コンセッションを導入した場合に、地方公共団体を經由して運営権者も活用できる仕組みを導入する。(厚生労働省水道課)
- ▶ 下水道事業でのコンセッション事業について、運営権者が行う改築更新事業に社会資本整備総合交付金が充てられる場合、交付不足になるリスクを低減し、安定した事業運営が可能となるような交付金の運用を行う。(国土交通省下水道部)

## **2. 国のコンセッション事業に協力する地方公共団体に対するインセンティブ**

- ▶ 国管理空港においてコンセッションを実施した場合に国に生じる運営権対価の一定額を上限に、コンセッションを実施する国管理空港において、コンセッション実施の前段階（運営権者による運営権設定対象施設の運営開始前まで）までに、優先的に国が必要な施設整備を実施する運用（キャピタルリサイクル）を導入する。(国土交通省航空局)

## **3. コンセッション実施後の地方公共団体に対するインセンティブ**

- ▶ 運営権者やコンセッションの実施されているエリアにおいて、地方公共団体や運営権者が希望する場合には、特区等を活用した積極的な規制緩和を行う。(内閣府 PFI 推進室・国土交通省航空局・内閣府地方創生推進室)

なお、3つのインセンティブを機能させるための制度的な基盤として、以下の施策についてもヒアリングにおいて必要性が指摘されており、実施を提言する。

- ▶ イギリス・オーストラリアにおける公的固定資本形成に対する PPP/PFI の実施規模（2002年～2011年の累計・日本の現状の目標の約2倍）を念頭に、PPP/PFI の事業規模目標の見直しと、実現の具体策を全関係府省<sup>2</sup>で検討し、半年で結論を出す。(全関係府省)
- ▶ 文教施設、公営住宅等の利用料金の存在する公共建築物については、公共施設等運営

<sup>2</sup> 全関係府省とは、産業競争力会議実行実現点検会合（立地競争力・国際展開）において PPP/PFI 及びコンセッションに関する議論に参画した関係府省及び内閣府 PFI 推進室が必要と考える府省を含むものを言う。

権方式の導入について検討を進めるとともに、公共施設等運営権方式において重点分野を設定したことを参考に、付帯事業の併設・活用および公的不動産の活用なども含めた枠組みの中で、半年以内に重点分野として位置付ける施設の決定と数値目標の設定を行う。(内閣府 PFI 推進室・文部科学省・国土交通省住宅局・関係省庁)

- ▶ コンセッションの普及を念頭に、事業の効率性を高めるために、水道事業の広域化をさらに推進するために必要な施策を検討する。(厚生労働省水道課)
- ▶ コンセッションに関する官民の専門家を集めた専門機関を設置し、地方公共団体や運営権者からの要望に関する関係府省との調整を一元的に可能にする相談窓口を設置する。(内閣府 PFI 推進室)

以 上